



高田南土地区画整理事業の権利者の皆様へ

向春の候、皆様におかれましては、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

また、日頃から、高田南土地区画整理事業の推進にあたり、格別のご理解とご協力を賜り、心より感謝申し上げます。

現在、土地の測量業務を進めております。今後は、関係機関との協議や清算金の確定業務などを順次進め、早期の換地処分を目指して職員一同邁進してまいります。引続き本事業へのご理解とご協力をお願いいたします。

裏面に換地処分や清算金の説明を記載しておりますので、目を通していただくと幸いです。

長崎振興局 長与都市開発事業所

高田南土地区画整理事業に関するお問い合わせ・ご相談はこちらまで
長崎振興局 建設部 長与都市開発事業所（平日：9：00～17：00）

〒851-2127 長崎県西彼杵郡長与町高田郷294-1

TEL095-856-2925 FAX095-856-4844

E-mail：koudaminami@pref.nagasaki.lg.jp

HP：webサイトは「高田南土地区画整理事業」で検索

事業完了まで

現在、造成工事と土地のお引渡し完了し、換地処分に向けて準備を進めています。土地の測量や関係機関との協議、清算金の確定などの業務を行います。

換地処分とは

換地処分とは、土地区画整理事業や土地改良事業などで土地の区画や形状が変わった後、工事前の土地（従前地）の権利を、工事後の新しい土地（換地）に割り当て、その所有権などを法的に確定させる行政処分のことです。

区画整理事業の工事完了後、関係者に通知され、公告されることで効果が発生します。

換地処分による効果

- ・従前の土地にあった所有権などの権利が、換地に承継されます。
- ・清算金が確定します。
- ・登記簿上の地番や地目なども、新しい区画に合わせて書き換えられます。

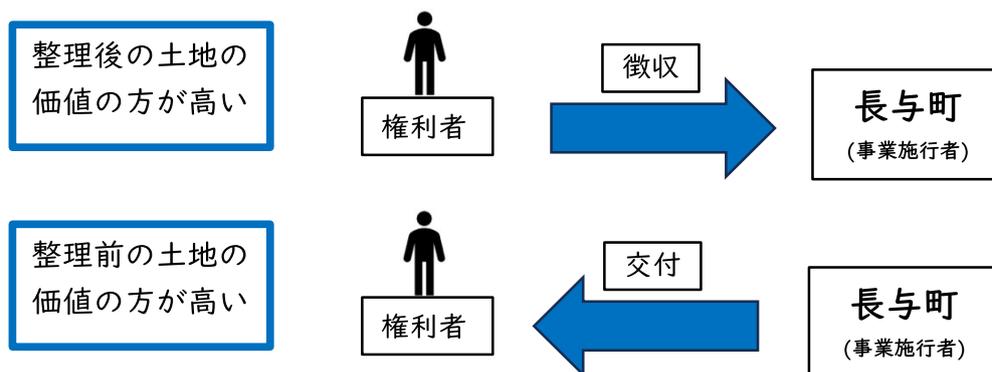
清算金とは

区画整理事業では、道路や公園などの公共用地を確保するために、個々の土地所有者が土地を提供（減歩）します。その結果、新しい土地（換地）の面積や位置、利用状況などが変わり、個々の土地の価値に差が生じます。この価値の差を金銭で調整し、公平性を保つために清算金がいります。

清算金の額は、換地処分の公告のあった日の翌日に確定します。現在、測量などを実施し清算金を確定する作業を進めています。

徴収：整理後の土地の価値が、整理前の土地の価値よりも高くなった場合、その差額を権利者が事業施行者に金銭を支払います。

交付：整理後の土地の価値が、整理前の土地の価値よりも低くなった場合、その差額を事業施行者が権利者に金銭を支払います。



★地権者のみなさまへのお願い

換地処分に向けて、土地の権利者を把握する必要があります。売買や相続等によって土地の権利者が変更となった場合は「権利変動届出書」が必要となりますので、ご提出をお願いいたします。転居等で住所が変更になった場合は、お電話等でお知らせください。

また、令和6年4月1日から相続登記の申請が義務化されており、今年4月1日からは住所等変更登記も義務化されます。土地の所有者が亡くなられたり、住所等が変更された際には、変更登記などを行っていただくようお願いいたします。登記についてのお尋ねは法務局へご相談ください。